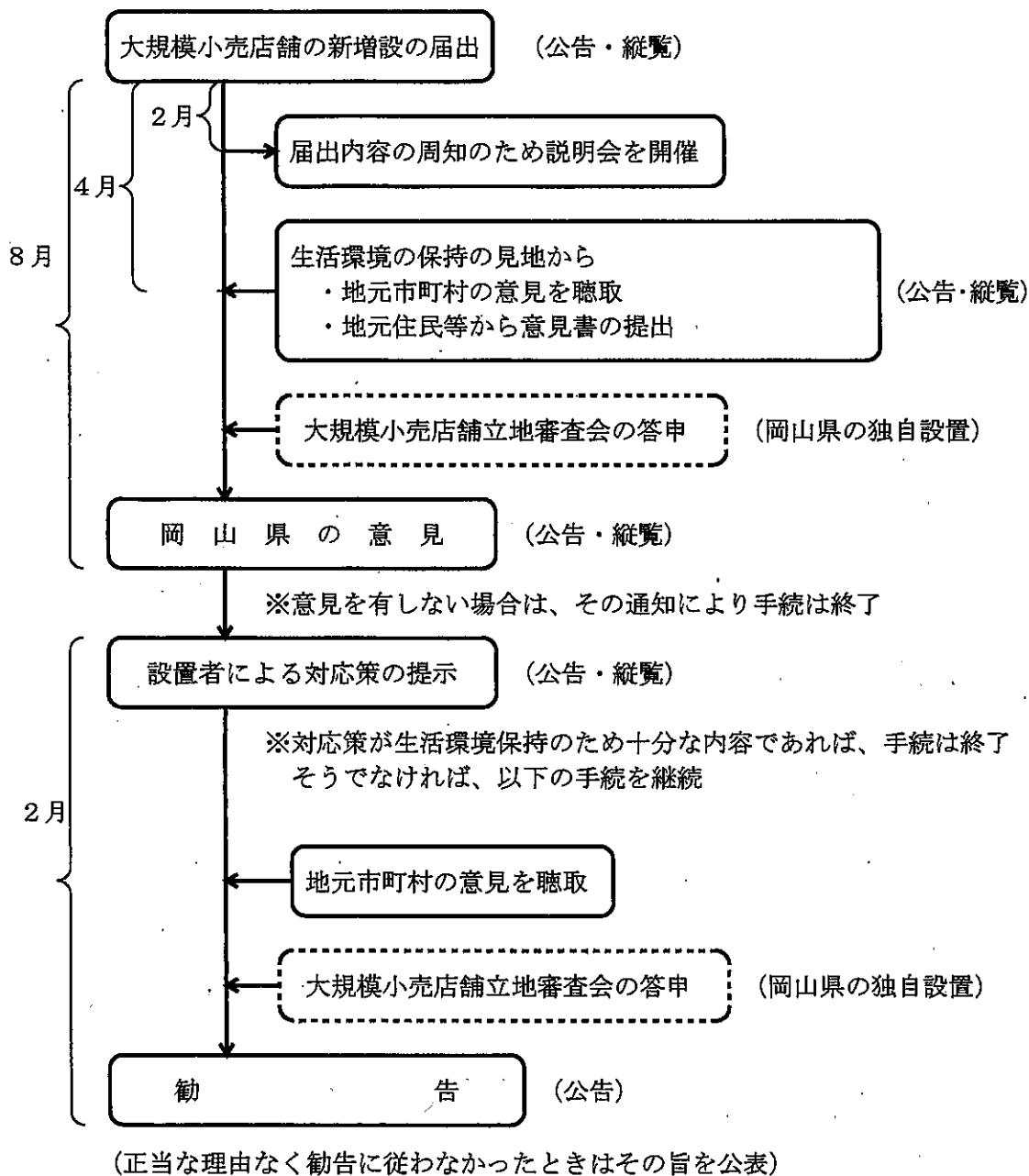


## 立地法の基本的な手続の流れ



※ 次の期間中は大規模小売店舗の事業活動は開始できない。

- ① 設置者の届出内容について、8月以内に県が意見を提示（又は意見を有しない旨を通知）するまで
- ② その意見を踏まえた対応策を設置者が提示してから、2月以内に県が勧告を行うまで